

**化粧セラピー「ワクワク化粧講座」(有料)申込書**

お申し込み先はFAX:06-6318-6086

開催希望月の2カ月前締切

次頁の申込条件に確認・同意しましたので、申込いたします。 申込日 20 年 月 日

フリガナ ご依頼主(施設・団体)名				さま
区分 該当するものに○	I. 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス、デイケア、デイサービス、グループホーム、自治体管轄の介護予防事業、自治会など II. 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、介護老人保健施設、リハビリ病院 など III. その他( )			
ご依頼主(施設・団体) 住所	〒		(最寄駅	線 駅
			ビル・建物名	
フリガナ ご依頼主 (責任者)名	印	フリガナ 担当者名	印	
連絡先	TEL: - -	FAX: - -		
メールアドレス	@			
1回目 開始年月日時	第1希望	年 月 日( )	時 分~	時 分
	第2希望	年 月 日( )	時 分~	時 分
開催場所住所 連絡先等	(上記住所と異なる場合のみ記入) 〒		(最寄駅	線 駅)
	ビル・建物名		TEL: - -	担当者名( )
受講人数	女性 名	男性 名	合計 名	平均介護度( )
受講者年代	女性:20~30代( )名 40代~50代( )名 60代( )名 70代( )名 80代以上( )名 男性:20~30代( )名 40代~50代( )名 60代( )名 70代( )名 80代以上( )名			
請求書送付先 該当するものに○	ご依頼主住所 ・ 開催場所住所 ・ その他 ※その他の場合、記入してください 〒 (宛先)			

<以下は、2回目以降も継続して行う場合に記載>

開催頻度	・毎月 ・( )カ月に一度 ・その他( )	
* 毎月や数カ月に一度 の開催希望の場合は、 希望曜日を記入	第1希望 第1・2・3・4 ( )曜日	第2希望 第1・2・3・4 ( )曜日
	時 分~	時 分~
* 開始希望時間	セミナー開催時間は、午前10時~12時、午後1時~5時の時間内を基本とさせていただきますが、状況に合わせて調整します。	

- ※ 化粧セラピー(以下、当事務所)がお申込を別途承諾した時に契約が成立するものとします。
- ※ 皮膚疾患等による治療中や、飛沫感染の可能性のある方、化粧品アレルギー体質の方、その他当事務所が受講者の身体の安全性等に心配が生じる可能性があるかと判断する方については、受講をご遠慮いただく場合がありますので、ご了承ください。また、受講者の介助・安全性確保等のため、施設スタッフの会場常駐をお願いします。
- ※ 当事務所スタッフ人数は、受講人数に応じて調整させていただきます。
- ※ 交通費:セミナー担当当事務所最寄駅からご依頼主最寄駅(バス含む)バス代はご依頼主最寄駅から2km以上の場合使用)まで在来線(片道2時間以上の場合は新幹線など有料特急列車を使用)で片道1,001円以上の場合は、1,000円超過分の往復交通費(美容職人数分)を別途ご請求させていただきます。

☆化粧セラピー記入欄☆

ワクワク化粧講座(要介護)	実習	記入担当: _____
ワクワク化粧講座(自立)	実習・講演	
業務委託料(概算見積金額)※交通費除く		_____円 ( 名で試算) 派遣料+用具代500円×受講人数+消費税及び地方消費税

[申込条件]

第1条 (契約の成立時期等)

表面記載の施設・会社等 (以下「甲」という) は、本申込書により、化粧セラピー (以下「乙」という) に化粧セミナー (以下、「本セミナー」という) 業務の委託申込をし、乙が別途口頭または電子メールにより当該申込に承諾することにより、甲乙間に業務委託契約 (以下、「本契約」という) が成立するものとし本申込条件に従うものとする。

なお、本業務とは、本セミナー会場において受講者に対し、顔や手のお手入れ・化粧方法の指導を行う業務をいう。

第2条 (業務委託料の支払い)

(1) 甲は乙に対し、本業務の対価として、表面に記載の業務委託料に別途消費税および地方消費税を加算のうえ、乙が指定する期日および方法により支払うものとする。振込み手数料は甲の負担とする。また、乙は領収書を発行しない。(2) 本業務の遂行に必要な交通費は、乙のオフィスの最寄駅から甲の最寄駅 (バス含む) まで在来線 (片道2時間以上の場合は新幹線等特急列車を使用) で片道1,000円以上の場合、1,000円超過分を甲が負担する。なお、乙は、業務委託料・交通費等の金額体系・金額・負担区分を、WEBサイト・見積書・パンフレット等乙の定める方法により、いつでも甲の承諾なく変更できる。(3) 乙の定めるWEBサイトのURLは以下のとおりとし、乙は、予告なくいつでもWEBサイトおよびURLを変更できるものとする。

(WEBサイト <http://www.kesyotherapy.com>)

第3条 (録音、録画、写真撮影等)

甲および受講者による本セミナーの録音、録画を禁止する。ただし、甲および受講者は、写真撮影をする場合、乙の事前承諾を得て行うことができるものとする。また、甲および受講者は、当該写真を個人利用目的以外で利用する場合、乙の事前承諾を得てから利用するものとする。なお、個人利用目的以外の利用とは、施設内のポスターへの掲載、施設紹介パンフレット・広告への掲載、インターネット、ブログ、ソーシャルネットワークワーキングサービス等でのアップロードおよびこれらに準じるものをいい、これらに限られない。

第4条 (本セミナー運営等に関する留意点)

(1) 甲は、乙が本業務を受託する趣旨に鑑み、本セミナーの運営等において乙のブランドイメージを損なうことのないよう留意するものとし、以下の各号の行為を行わないものとする。①受講者から、社会通念上相当と思われる額より著しく高い受講料を徴収する行為、②本セミナーの開催中またはその前後において、受講者に対し、乙のブランドイメージを汚すような商品またはサービスを販売し、または販売の勧誘をする行為、③その他前各号に準じ、または付随する行為。(2) 本セミナー実施にあたっては、甲の職員等がアシスタントとして受講者の介助・安全性確保等を行うものとし、必要人数等については実施の都度甲乙協議の上定めるものとする。(3) 乙は、本セミナーの実施に際し、甲および本セミナー受講者に対し商品の販売または販売の勧誘等の行為を行わないものとする。(4) 甲は本セミナーの実施期間中、乙に対し、甲の施設内に本セミナー実施に必要な用具・化粧品等の保管場所を提供するものとする。

第5条 (知的財産権)

本セミナーの講演内容を含め、本業務に関する著作権およびその他の知的財産権については、全て乙に帰属し、乙による本業務の履行により甲に対しその全部もしくは一部が譲渡されまたは何らかの許諾が与えられるものではない。

第6条 (秘密保持)

(1) 甲および乙は、本契約に基づき提供された、業務上、技術上その他の情報および「個人情報の保護に関する法律」に定める個人情報 (以下あわせて「秘密情報」という) を相手方の事前の書面による承諾なしに本契約の目的以外に使用し、または第三者に開示・漏洩してはならない。(2) 前項にかかわらず、個人情報以外の情報で、次の各号に該当する情報は秘密情報の対象としない。①受領前に既に公知となっていた情報または秘密情報を受領した当事者の責めによらずに公知となった情報②受領前に既に自ら保有していた情報③正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報(3) 甲および乙は、相手方から請求のあったとき、または本契約が終了したときには、相手方から提供された秘密情報をすべて相手方に返還しなければならない。

(4) 本条の定めは、本契約終了後も有効とする。

第7条 (乙における個人情報の取扱い)

乙は、本セミナーの申し込みに際し、申込者から提供される氏名、電話番号等表面記載の個人情報を本セミナーの実施運営・案内の目的に利用するものとし、その他の目的には一切利用しないものとする。

第8条 (反社会的勢力の排除)

甲および乙は、暴力団または暴力団関係者ではないこと、および暴力的な要求行為またはこれに準ずる行為を行わないことを表明・保証し、一方がこれに違反した場合、相手方は何らの催告を要せず直ちに期限の利益を喪失し本契約を解除できるものとする。なお、表明・保証に違反した当事者は、相手方からの契約解除により生じた損害の賠償およびその他一切の名目を問わず金員の支払を相手方に請求できないものとし、一方、相手方はこの契約解除により生じた損害の賠償を表明・保証に違反した当事者に請求できるものとする。

第9条 (責任)

(1) 甲は、受講者の介助・安全性確保等のため、甲のスタッフを本セミナー会場に常駐させるとともに、受講者に応じた安全配慮措置を講じるものとする。(2) 甲は、本セミナーにおいて受講者に損害が生じた場合、および、本セミナーにおいて事故や損害が発生した場合につき、乙の責めに帰すべき場合を除き、甲がその損害を賠償し、乙は一切の責任を負担しないものとする。(3) 甲の施設 (会場) で開催 (実施) した本セミナーに関して第三者との間で発生した一切の紛争について、甲がその費用負担においてこれらの解決にあたることともに、これによって乙が被った損害を賠償するものとする。

第10条 (不可抗力)

地震・台風・水害その他の自然災害・戦争・内乱・騒乱・火災・労働争議・交通通信機関のマヒ・その他甲および乙の合理的管理の及ばない事由により本契約の履行が著しく妨げられ、または不可能となった場合には、甲および乙は、本契約の不履行による損害賠償義務を免れるものとする。

第11条 (中途解約)

(1) 甲または乙が下記の各号の一にでも該当することとなったときは、相手方は、なんらの催告も要せずただちに本契約を解約することができる。①本契約に違反し、相手方より相当の期間を設けた是正勧告を受けても、なお違反状態が改善されないとき②自ら振り出し、または裏書した手形または小切手が、1通でも不渡りとなったとき③破産、民事再生または会社更正の手続きをなし、または第三者からこれらの申立がなされたとき④他の債権者から差押、仮差押、仮処分等の強制執行を受けたとき⑤公租公課の滞納処分を受けたとき⑥解散、合併、営業の全部または重要な一部の譲渡を決議したとき⑦その他前各号に準ずる事実があり、本契約の当事者として取引の継続が困難であると客観的に判断されるとき(2) 前項の定めにかかわらず、甲または乙は、相手方に対する1ヵ月前までの書面による予告をもって、本契約を中途解約することができる。

第12条 (本契約の変更・終了)

甲が第2回目以降も継続して本セミナーを乙に委託する場合、甲および乙は本申込条件の適用を受けるものとする。なお、乙は、いつでも、甲の承諾を得ることなく、本セミナーおよび本申込条件の内容を変更し、または終了することができる。

第13条 (合意管轄)

甲および乙は、本契約に関する訴訟につき、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに同意する。

お申し込み先について

化粧セラピーへFAXにてお申し込みください。  
FAX:06-6318-6086

化粧セラピー 河原恵美 検索